



児童・福祉に関する手当のご案内

☎困子ども課子ども育成係(☎内線1164) ☎住民福祉課福祉子ども係(☎内線2153)
☎困福祉課障害福祉係(☎内線1159)

児童手当



15歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。(日本国内に居住する場合)

- 支給月額(児童1人あたり)
所得制限限度額未満(児童手当)
 - ・0歳から3歳未満 15,000円(一律)
 - ・3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)

- ・中学生 10,000円(一律)
- 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満(特例給付)
 - ・5,000円(一律)
- 所得上限限度額以上
 - ・支給されません
- ※主たる生計維持者の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当などは支給されません。支給されなくなった後に所得が上限限度額を下回った場合は、あらためて申請が必要です
- ※公務員の人は勤務先で手続き

ください
※受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったときは、市と勤務先に届出が必要です
○制度改正(令和6年10月分手当から)

児童手当の制度が大幅に改正される予定です。詳細が決まり次第、市HPでお知らせします。
※令和6年10月支給(9月分手当)までは、現行制度で運用します

児童扶養手当



ひとり親もしくは、それに相当する状態にある児童(父母が離婚・父または母が一定基準以上の障害の状態にある児童など)を対象とした制度で、児童(18歳到達年度の末日(一定基準以上の障害のある場合は20歳未満)まで)を監護する

- 母、児童を監護し生計を同じくする父、父母に代わって児童を養育している人に支給されます。
- 支給月額(令和6年4月～)
- 全部支給の場合
 - 第1子 45,500円
 - 第2子 10,750円
 - 第3子 6,450円
- 一部支給の場合
 - 所得に応じて手当額が決まります

す。
※受給資格者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合、その年度の手当の一部または全部が支給されません
※受給資格要件や、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください
※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります

特別児童扶養手当



心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(どちらか所得の高い方が受給者となる)、または父母に代わって児童を養育している人に手当が支給されます。
○支給額 令和6年4月～(月額)
1級 55,350円
2級 36,860円
※児童が児童福祉施設などに入所している場合や、障害を事由とす

- る年金を受給できる場合は、手当が支給されません
- ※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの所得に応じて、その年度の手当の全部が支給されません
- ※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください
- ※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります

手当の支給は原則として申請の翌月分から開始しますが、受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。
・住所や氏名に変更があったとき
・対象児童が増えた、減ったとき
・受給資格がなくなったときなど
※手続きが遅れると手当が受給できない月が生じたり、受給した手当を返還してもらうことがあるので注意してください

障害児福祉手当

対象児
在宅で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人。ただし、障害を支給事由とする給付を受けている人や社会福祉施設などへ入所中の人は除きます。
支給額 月額15,690円(令和6年4月～)

特別障害者手当

対象者
在宅で著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の人。ただし、社会福祉施設などへ入所中、または病院に3か月以上入院している人は除きます。
支給額 月額28,840円(令和6年4月～)

※障害児福祉手当は、特別児童扶養手当と併せて受給できます
※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全額が停止されることがあります
※手当を受給している人は、8月に所得状況届を提出する必要があります
※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください